



2026 年 10 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 技研製作所
代表者名 代表取締役社長 CEO 大平 厚
(コード番号 6289 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 専務執行役員 藤崎 義久
(TEL 088-846-2933)

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

記

1. 発行の目的および理由

本新株予約権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）、常務執行役員、執行役員および従業員ならびに当社子会社の取締役、常務執行役員および執行役員に対し、株価および企業価値の向上を意識した経営を推進するためのインセンティブとして付与し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、有償にて発行するものであります。

本新株予約権には、行使価額修正条項が設定されており、当社が定めた株価目標を達成した場合には、行使価額は当初行使価額（本新株予約権の発行に係る取締役会の前営業日の株価終値）となりますが、株価目標の達成前では、行使価額は、本新株予約権の行使請求日の株価終値に修正されることとなります。このような条件を設定することにより、株価目標を達成した場合には一般的な有償ストック・オプションのようなインセンティブプランとしての機能が期待でき、また、株価目標の達成前においても付与対象者が当社の株式を取得し株主となることが可能となっており、付与対象者の当社への帰属意識を高めることが期待できます。

株価目標については、4,000 円以上（割当日から 2 年を経過する日までの間、東京証券取引所における当社株式の普通取引終値の 1 か月間（当日を含む 21 取引日）の平均値（円未満は切り捨てるものとする。）が一度でも 4,000 円以上となること）を設定しております。当社は 1967 年の創業以来、圧入技術を核として製品の供給ならびに技術提供を通じて独占的な地位を確立しつつ高い収益性を確立してまいりました。今後は、業績のみならず株価を意識した経営をより一層強化することを念頭におき、今回の株価目標を設定しております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数（自己株式を除く。）に対して 0.72%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める株価目標の達成が行使価額修正条件とされており、その目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 第6回新株予約権の概要

(1)	新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 5名 800 個 当社常務執行役員 2名 160 個 当社執行役員 9名 460 個 当社従業員 1名 50 個 当社子会社取締役 2名 190 個 当社子会社常務執行役員 1名 70 個 当社子会社執行役員 2名 100 個
(2)	新株予約権の目的である株式の種類および数	本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。
(3)	新株予約権の総数	1,830 個
(4)	新株予約権の払込金額またはその算定方法	本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、9,500 円とする。 なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。
(5)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額およびその 1 株当たりの金額（行使価額）および行使価額の修正	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、本新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議日の前取引日である 2026 年 10 月 21 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金 2,025 円（以下、「当初行使価額」という。）とする。 ＜行使価額の修正＞ 行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、当該行使請求日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当該日に終値がない場合には、先立つその直近の取引日の終値）に修正される（以下、修正後の行使価額を「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。 上記に関わらず、割当日から 2 年を経過する日までの間に、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の 1 か月間（当日を含む連続する 21 取引日）の平均値（円未満は切り捨てるものとする。）が一度でも 4,000 円（以下「行使価額修正基準価額」という。）以上となった場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記による修正は行わないものとする。ただし、上記（2）で定める行使価額の調整を行う場合には、行使価額の調整と同様の方法により行使価額修正基準価額および当初行使価

	額を調整して本文を適用するものとする。 <行使価額の調整> なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
(6) 新株予約権の権利行使期間	本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年12月25日から2031年12月24日までとする。
(7) 新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、常務執行役員、執行役員もしくは従業員であること、または株式会社技研施工の取締役、常務執行役員もしくは執行役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(9) 新株予約権の取得の事由および取得条件	①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認

	を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（７）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 ⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。 ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記（８）に準じて決定する。 ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑧その他新株予約権の行使の条件 上記（７）に準じて決定する。 ⑨新株予約権の取得事由および条件 上記（９）に準じて決定する。 ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
(12) 新株予約権の割当日	2026 年 12 月 24 日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026 年 12 月 24 日